

令和5年度(2023年度)奨学生出願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

参考 〈返還の目安〉※最長の期間を月賦返還した場合(端数初回調整)

【高等学校等】返還期間=貸与期間×3倍

貸与月額	返還回数	1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与
18,000	貸与総額	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000
	初回	6,000				
24,000	貸与総額	288,000	576,000	864,000	1,152,000	1,440,000
	初回	8,000				
29,000	貸与総額	348,000	696,000	1,044,000	1,392,000	1,740,000
	初回	12,000	14,400	16,800	19,200	21,600
30,000	貸与総額	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000
	初回	10,000				
35,000	貸与総額	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000
	初回	14,000	16,400	18,800	21,200	23,600
36,000	貸与総額	432,000	864,000	1,296,000	1,728,000	2,160,000
	初回	12,000				
41,000	貸与総額	492,000	984,000	1,476,000	1,968,000	2,460,000
	初回	16,000	18,400	20,800	23,200	25,600
	2回目～	13,600				

【大学・短大(一般のみ)】返還期間=貸与期間×4倍

貸与月額	返還回数	1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与	6年貸与
43,000	貸与総額	516,000	1,032,000	1,548,000	2,064,000	2,580,000	3,096,000
	初回	13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100
52,000	貸与総額	624,000	1,248,000	1,872,000	2,496,000	3,120,000	3,744,000
	初回	13,000					
51,000	貸与総額	612,000	1,224,000	1,836,000			
	初回	15,100	17,500	19,900			
	2回目～	12,700					

【大学・短大・専修学校(定住促進奨学金)】返還期間=貸与期間×4倍と20年のいずれか長い方

貸与月額	返還回数	1年貸与	2年貸与	3年貸与	4年貸与	5年貸与	6年貸与
63,000	貸与総額	756,000	1,512,000	2,268,000	3,024,000	3,780,000	4,536,000
	初回	15,100	6,300	21,400	12,600	27,700	18,900
72,000	貸与総額	864,000	1,728,000	2,592,000	3,456,000	4,320,000	5,184,000
	初回	3,600	7,200	10,800	14,400	18,000	21,600
71,000	貸与総額	852,000	1,704,000	2,556,000	3,408,000		
	初回	15,500	7,100	22,600	14,200		
	2回目～	3,500		10,600			

※ 高等学校等と大学等の両方貸与を受けた場合、貸与額を合算し、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間で返還

山口県ひとづくり財団は、将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

令和5年度奨学生を次のとおり募集します。

〈奨学生出願の資格〉

- 1 保護者等が山口県内に住所を有しており、高等学校等(定時制・通信制を含む高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専攻科、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。)、大学(短期大学を含み、大学院を除く。)、及び県内の専修学校専門課程等に在学している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 (独)日本学生支援機構やその他の団体の貸与型の奨学生でない者

〈貸与月額・募集期間・貸与期間〉

	区 分		貸与月額	募集期間	貸与期間	
	一 般	一 般				
高 等 学 校	国 公 立	一 般	18,000	令和5年 4月10日) 4月28日	正規の修業期間(4月分から貸与)	
		寮・下宿	24,000			
		離 島	一 般			24,000
			寮・下宿			29,000
		遠 距 離 ①	24,000			
	遠 距 離 ②	30,000				
	私 立	一 般	一 般			30,000
			寮・下宿			35,000
		離 島	一 般			36,000
			寮・下宿			41,000
遠 距 離 ①		35,000				
遠 距 離 ②	41,000					
大 学	国 公 立 (含短大)	1～6年次生	43,000	令和5年 4月10日) 5月12日		
	私 立	1～6年次生	52,000			
	私立短大	1～3年次生	51,000			
専 修 学 校 等	国 公 立	1～3年次生	63,000	5月12日		
	私 立	1～4年次生	71,000			

注1 遠距離①とは、通学用の1か月当たりの定期券(学生フリー定期券を含む)の割引運賃が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。なお、学生フリー定期券を使用する場合についても、通常の通学区間の定期券割引運賃がそれぞれ10,000円、20,000円を超えていること。※通信制は遠距離①②対象外

- 2 離島在住で奨学金の貸与を受ける奨学生(高等学校等)のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費(渡船料・家賃)に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金(大学一般奨学金に加算)について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校(専門課程等)定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなっていることがあります。各学校に確認してください。

〈出願の手順〉

出願に必要な書類は次のとおりです。在学する学校を経由して提出してください。

- 1 山口県ひとづくり財団奨学生願書
 - 2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書
 - 3 所得に関する証明書（注意点3参照）
 - 4 住民票（注意点3参照）
 - 5 通学定期券（コピー）貼付シート（高校生で遠距離①②の出願者のみ）
 - 6 作文（高校生のみ）
 - 7 承諾書（高校生のみ）
- ※ 書類1・2・5・6・7の様式については、学校へ申し出てください。
 ※ 作文については、「私の学校生活」等、奨学センター作文原稿用紙（1枚程度）に本人が記述してください。

〈注意点〉

- 1 山口県ひとづくり財団奨学生願書
家庭状況欄には必ず本人を含めて家族全員について記入してください。
- 2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書
在学している学校において作成します。学校が推薦調書を作成する上で、成績証明書等が必要となる場合があります。学校の指示に従ってください。
- 3 所得に関する証明書、住民票等
・最新の所得証明書（家族全員分）と出願時の住民票※（家族全員分、本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。
※保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。
・さらに、以下のものを添付してください。
ア）給与所得者は令和4年分（R4.1～R4.12）の源泉徴収票（写）
※本人及び同一生計の兄弟姉妹のアルバイト分についても必要
イ）確定申告者は令和4年分（R4.1～R4.12）の確定申告書（写）又は市町民税県民税申告書（写）
ウ）年金受給者は令和4年分（R4.1～R4.12）の源泉徴収票（写）

〈採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出〉

- ・奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学する学校を経由して高等学校等は6月、大学等は7月に通知する予定です。
- ・採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。
- ・「奨学金借用証書」には連帯保証人2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる65歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。
なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。
また、連帯保証人は、返還について債務者と同様の義務を負うことから、本財団の奨学金の貸与を受け、返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人になることはできません。

〈奨学金の貸与〉

- 1 奨学金は直接各奨学生の個人口座に振り込みます。
- 2 日本学生支援機構など他の奨学生（貸与型）に採用されたとき又は本財団の奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者等が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

送金日 月分	高等学校			大学・専修学校			備 考
	予約奨学生	新規採用者	前年度からの継続者	予約奨学生	新規採用者	前年度からの継続者	
4月	(4・5月分)	(4～7月分) 7月下旬予定	(4・5月分)	(4・5月分)	(4～8月分) 8月下旬予定	(4・5月分)	送金日が土・日曜日・祝日で金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
5月	5月25日		5月25日	5月25日		5月25日	
6月	毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月	(1～3月分) 1月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日		
1月							
2月							
3月	(2・3月分) 2月15日						

〈奨学金の返還〉

- 1 奨学金は学資として貸与されるもので、貸与終了（卒業・辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。
なお、定められた返還期限までは無利息です。
- 2 返還方法及び返還期間
貸与を受けた奨学生は、貸与終了後6か月据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を返還することになります。（4頁参照）
 (1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間内、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍の期間（定住促進奨学金貸与者は貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間）内で返還することになります。
 (2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間内で返還することになります。
- 3 返還猶予
次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。
 (1) 奨学生であった人が上級学校へ進学したとき
 (2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき
- 4 延滞利息
返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、残元金に対して年5.0%の延滞利息を徴収します。

**奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。
 返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。
 返還について十分考慮のうえ出願してください。**

- ※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。
- ※ 願書等の情報については、奨学事業以外には使用しません。
- ※ 出願の方法について不明な点がございましたら、学校又は直接奨学センターに問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
 公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター
 ☎(083)933-4770 (平日 8:30～17:00)